

# 新型コロナウイルス感染症に関わる 人権への配慮について



岡山県人権啓発シンボルマーク

# この資料で研修する内容

---

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

# この資料で研修する内容

---

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

# 1 人権学習や人権研修を振り返る

これまでに学んだ人権問題について思い出しましょう。

教職員研修、人権学習の授業実践、自己啓発のために参加した人権教育・啓発研修会などで学んだことと、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の問題に共通するところはないか考え、話し合ってみましょう。

# 1 人権学習や人権研修を振り返る

これまでに学んだ人権問題について思い出しましょう。

## ハンセン病問題

隔離政策や無らい県運動など官民挙げての排除  
(長島愛生園や邑久光明園等の療養所)

ハンセン病への偏見

患者へのスティグマ(負の烙印)

家族等にも及んだ差別

他にも

HIV感染者・エイズ患者への偏見・差別

東日本大震災の避難者へのいじめや差別

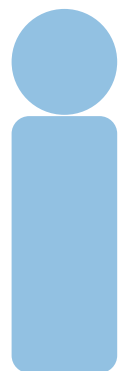
水俣病等の公害に関わる偏見・差別 など

# 1 人権学習や人権研修を振り返る

## 差別の構造を客観的に捉える

行為を行う側の  
意識・意図

安心・安全  
善意、正義



差別？  
なんで？



受ける側の  
意識

差別  
偏見



捉えにくいものを「人」に置き換え、  
その人を遠ざけようとする。

自分や家族等が差別を受けないよう  
に関係を持たない。

〇〇というレッテルを貼り、「社会  
の安心・安全のため」として、本人  
を特定して公表する。

排除、拒否

レッテル張り

プライバシー侵害

# この資料で研修する内容

---

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

## 2 コロナ差別やコロナいじめの防止

### 新型コロナウイルス感染症について理解しましょう。

- 新型コロナウイルス感染症には、誰でもかかる可能性があります。
- 感染した人が悪いわけではなく、責められるものではありません。
- 偏見・差別が広がると、自分自身の感染を疑った人がそれを隠すようになり、結果として感染の拡大につながります。

リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」  
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議) より



## 2 コロナ差別やコロナいじめの防止

不安な気持ちに向き合い、正しい判断をしましょう。

偏見  
差別

マイナスに  
働く

不安

プラスに  
働く

予防

不安が怖れとなり思考力や判断力が弱まります。ウイルスを遠ざけたいという気持ちから、特定の人たちに「危険」というレッテルを貼り、責めたり排除したりすることで安心感を得ようとしてしまいます。

誰もが不安な気持ちになります。その不安な気持ちがプラスに働くと、感染症予防のための正しい行動につながります。

まずは、一息ついて状況を整理し、自分の気持ちや態度を振り返ってみましょう。

リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」  
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議) より

## 2 コロナ差別やコロナいじめの防止

ウイルスから身を守るためであっても、感染症予防として正しい行動かどうか、他の人の尊厳を傷つけていないか、人権を侵害していないかを考え、判断することが大切です。

リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」  
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議) より

# この資料で研修する内容

---

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

---

児童生徒の感染が確認された場合、コロナ差別やコロナいじめが起きないようにするため、児童生徒に対してどのような指導が必要か、話し合ってみましょう。

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

児童生徒の感染が確認された場合、コロナ差別やコロナいじめが起きないようにするため、児童生徒に対してどのような指導が必要か、話し合ってみましょう。

- 感染した児童生徒への偏見・差別は許されないこと
- 感染した児童生徒を特定しようとしたり、うわさ話をしたりしないこと
- 感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないこと

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

#### ➤ 感染した児童生徒への偏見・差別は許されないこと

これまで学習してきた人権問題との関連を図り、感染した人をいじめたり、差別したりする行為は、絶対に許されないことを指導しましょう。

誰でも感染する可能性があり、感染した人が悪いわけではなく、責められるものではないことや、偏見・差別が広がると、自分自身の感染を疑った人がそれを隠すようになり、結果として感染の拡大につながることを伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

- 感染した児童生徒を特定しようとしたたり、うわさ話をしたりしないこと

感染者を特定しようとしたたり、うわさ話をしたりする行為は当事者の心を傷付け、追い込むことにもなりかねないことを指導しましょう。

自分が感染した本人だったら、周囲の人にどんなことをしてほしいのか、どんなことはしてほしくないのかを考えさせましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

- 感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないこと

感染した児童生徒について、学年、クラス、部活動等の個人情報、感染前の行動や発言をインターネット上に公開することはプライバシーの侵害にあたることを指導しましょう。

- ※ 保護者から感染した児童生徒の学年学級、氏名、住所、所属する部活動等の問合せがあっても、個人情報に当たるので答えられないことや、自治体（保健所）の発表以上のことは答えられないことを伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より



### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

指導後に、新型コロナウイルス感染症に関して、次のように児童生徒が尋ねてきた場合、どのように対応しますか。

話し合ってみましょう。

A 先生、感染したのはだれですか。

B 先生、感染した人のせいで  ですか。

※  には、部活動の大会等への不参加、学校行事の中止等を当てはめて考えましょう。

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

A 先生、感染したのはだれですか。

感染の不安を抱えて質問してきている場合もあります。「知らない」と嘘をつくなど、不誠実な対応をすることは、信頼を損なうことにつながります。

感染拡大防止のための必要な情報は、学校から知らせていることをまずは伝え、なぜ知りたいのかを尋ね、児童生徒自身にその質問の意味を考えさせましょう。そして、感染者を特定することは、感染拡大防止につながらない上、プライバシーの侵害となる恐れがあることを踏まえ、「答えることはできない」と伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

B 先生、感染した人のせいで  ですか。

感染した児童生徒を責める言動があった場合、学校・学年等の閉鎖や部活動停止等に対する不安・不満等があれば、それを受け止めつつ、学校で指導してきた内容を再確認し、感染した児童生徒も精神的に傷付いていることを伝えたり、どのような気持ちで療養しているか想像させたりして、誰も傷付くことがないようにするための行動を促しましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

### 3 児童生徒の感染が確認された際の指導

感染者が誰なのか、児童生徒同士でうわさ話をしている場面に出会ったときには、次のように指導しましょう。

頭ごなしに叱るのではなく、どのような気持ちで話をしていたのか尋ね、感染への不安があれば、相談室や保健室等での個別の相談を勧めましょう。

興味本位の場合には、これまで指導してきた内容を確認し、自分自身が感染した場合を想像させた上で、このような行為をやめるよう指導しましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」  
(岡山県教育委員会)より

# この資料で研修する内容

---

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

## 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

---

児童生徒にワクチン接種をしたかどうか、拳手させたり個別に聞き取りしたりする行為について、どんな問題があるのか考えて、話し合ってみましょう。

## 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

児童生徒にワクチン接種をしたかどうか、拳手させたり個別に聞き取りしたりする行為について、どんな問題があるのか考えて、話し合ってみましょう。

- ワクチン接種への個々の事情や意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生じかねない。
- 合理的な理由もなく尋ねることは、プライバシーの侵害につながりかねない。

## 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

- ワクチン接種への個々の事情や意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生じかねない。

質問した側の意図がどうであれ、質問された側は「**ワクチン接種はすべき**」と強制されていると感じる可能性があります。

また、接種した人が多数を占める状況では、「**ワクチン接種はみんなするもの**」という前提で物事が進んでしまう可能性があり、そうになると、個人の意思と違っても、接種せざる得なくなり、接種できない人は取り残されてしまいます。



## 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

- 合理的な理由もなく尋ねることは、プライバシーの侵害につながりかねない。

ワクチン接種は自分の命や健康を守るために打つものです。「自分のことは自分で決める」という**自己決定権は尊重されなければなりません**。

また、打たない理由について尋ねることは、知られたくない持病等を聞き出すこと（**カミングアウトの強要**）になるかもしれません。

※知り得たことを**本人の了承なく他の人に伝えることは、アウティングであり、人権侵害に当たる行為です**。

## 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

### ワクチン接種の有無による差別やいじめが起きることがないように児童生徒に指導する内容

- ワクチンの接種は強制ではないこと
- 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もいること
- ワクチンの接種についての判断は、尊重されるべきであること

※保護者にも必要に応じて、これらのことを伝え、理解を求めてください。

「新型コロナワクチン接種に関わる差別やいじめの防止について」  
(R3.7.13 岡山県教育委員会通知) より

## 新型コロナウイルス感染症に関わる人権への配慮について

研修の冒頭に振り返っていただいたように、学校では、これまで様々な人権教育の取組を実践してきました。特に、個別の人権課題を取り上げた人権学習を通じて、人権尊重の意義や偏見・差別の不合理性について、児童生徒とともに先生方も感じてこられたことでしょう。

コロナ差別のような新たな人権侵害が発生しても、これまでの取組を想起し、何が問題なのかを捉え、問題解決に向けてわたしたちにできることを考え、実践していきましょう。